

株式会社 サングリーン智頭

定 款

平成 3 年	3 月 2 5 日	
平成 1 2 年	6 月 3 0 日	変更
平成 1 8 年	6 月 3 0 日	変更
平成 1 9 年	6 月 2 6 日	変更

これは、現行定款である。

平成 年 月 日

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2081番地4

株式会社 サングリーン智頭

代表取締役 岡田 邦雄

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社サングリーン智頭（以下「会社」という。）と称する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1, 山林宅地造成及び管理。
- 2, 植林・原木の伐採・運搬・加工販売。
- 3, 米穀野菜等の生産・加工・販売並びに植物の培養技術の研究開発
- 4, 農作業の受託・農地の維持管理。
- 5, 農林道の開設・維持管理。
- 6, 農業・林業用機械の販売並びに賃貸。
- 7, 農林業用肥料・薬品等及び建築用資材の販売。
- 8, 造園・園芸植物の栽培・公園の維持管理。
- 9, 一般土木建築業及び測量・設計施工管理。
- 10, 観光物産品の陳列及び販売・飲食店・駐車場の経営。
- 11, 不動産の売買・賃貸・管理・仲介。
- 12, 損害・生命保険募集に関する業務及び自動車損害賠償補償法に基づく保険代理業。
- 13, 酒・たばこの販売。
- 14, 放送法に基づく有線放送並びに電気通信に関する業務。
- 15, 智頭町との委託契約に関する業務。
- 16, 前各号に関連する一切の業務。

第 3 条 (本社の所在地)

当社は、本社を鳥取県八頭郡智頭町におく。

第 4 条 (広告の方法)

当社の広告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数)

当社の発行する株式の総数は、1,800株とし、その株式はすべて額面株式とする。

第 6 条 (額面株式の1株の金額)

当社の発行する額面株式の1株の金額は、金5万円とする。

第 7 条 (株券の種類)

株券はすべて記名式とし、株式の種類は1株・2株・10株及び100株の株式数を表示した株券との4種類とする。

第 8 条 (株式取扱規則)

株式の名義書替・株券の登録・抹消・株券の分割・併合・再発行に関する手続き及び手数料は、一般の慣行を考慮して、取締役会が定める株式取扱規則による。

第 9 条 (株式の譲渡)

株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第 10 条 (新株式引受権)

株主は、株式引受権を有する。

第 11 条 (株主名義の閉鎖)

当社は、毎年4月1日から定時株主総会の終結に至るまで、株主名簿の名簿書替を停止する。

第 3 章 株主総会

第 12 条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第 13 条 (議 長)

株主総会の議長は、取締役社長が当たる。取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により取締役がこれに当たる。取締役の全員に事故のあるときは、出席株主中から選任されたものがこれに当たる。

第14条 (議決権の代理行使)

株主は、他の株主を代理人として株主総会において議決権を行使することができる。

第15条 (通常決議の方法)

株主総会は、法令又は定款に特別の規定がある場合のほか、1株以上の株式を持つ株主が出席すれば成立し、その決議は出席した株主の議決権の過半数の賛成によって成立する。

第16条 (議事録)

株主総会の議長は、議事録を作成し、これに株主総会の議事の経過の要領と決議の結果を記載し、議長及び出席取締役が記名捺印する。

第4章 取締役・監査役及び取締役会

第17条 (取締役及び監査役の数)

当会社に5名以上の取締役、及び2名以上の監査役をおく。

第18条 (取締役及び監査役の選任)

取締役及び監査役は、発行株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席した株主総会において選任する。

第19条 (取締役及び監査役の任期)

取締役及び監査役の任期は、取締役は就任後2年以内及び監査役は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2, 増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の在任期間と同一とする。任期満了前に選任した取締役又は監査役の補欠として選任された取締役及び監査役の任期は、退任した取締役又は監査役の任期が満了すべき時までとする。

第20条 (業務担当取締役及び代表取締役)

取締役会の決議によって取締役社長1名を選出するほか、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。

2, 取締役社長は、会社を代表すべき取締役とする。

第21条 (業務担当取締役の任務)

取締役社長は、取締役会の決議に基づき会社の内外の業務執行を担当し、専務取締役及び常務取締役は、それぞれ取締役社長の業務執行を補佐する。

第22条 (取締役会)

取締役会は、法令又は定款に規定された事項の外、会社の内外の業務執行を決定する。

- 2, 取締役会の決議によって重要でない業務執行の決定を取締役社長に一任することができる。
- 3, 取締役会は、取締役社長が招集してその議長となる。取締役社長に事故があるときは、専務取締役がこれに代わる。
- 4, 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。なお、取締役全員の同意のあるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。
- 5, 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し出席した取締役の過半数の同意によって成立する。
- 6, 取締役会の議長は、議事録を作成し、これに議事の経過の要領と結果を記載し議長と出席した取締役と監査役が記名捺印する。

第5章 決 算

第23条 (営業年度)

当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第24条 (配当金の支払)

毎営業年度の配当金は、決算期に株主名簿に記載された株主に支払う。

第25条 (利益配当)

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

第6章 附 則

第26条 (設立の際発行する株式総数)

当社が設立の際発行する株式総数は、額面株式450株としその発行価格は、1株金5万円とする。

第27条 (最初の取締役及び監査役の任期)

最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。

第28条 (発起人の指名及び住所)

当会社の発起人の氏名・住所及び引受株式数は下記のとおりであり、引受価格はいずれも1株5万円とする。

智 頭 町	200株	智頭町大字智頭
智頭町森林組合	200株	〃
智頭町農業協同組合	40株	〃
小 坂 登 志 夫	2株	智頭町大字大内
国 岡 一 民	2株	〃 坂原
山 本 俊 夫	2株	〃 大呂
岡 田 一	2株	〃 西谷
寺 谷 誠 一 郎	2株	〃 芦津